

電気自動車等の急速充電設備の設置等に関する出雲市火災予防条例の改正について（お知らせ）

消防行政のことにつきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和 2 年総務省令第 77 号）が令和 2 年 8 月 27 日に公布されました。

急速充電設備については、火災の発生のおそれのある設備として出雲市火災予防条例第 11 条の 2 において、位置、構造及び管理の基準が規定されており、全出力が 20 キロワット を超えるものから全出力が 50 キロワット 以下のものが対象となっています。全出力が 50 キロワット を超える設備については、同条例第 11 条の変電設備の規定が適用されることになり、電気自動車の運転手が自ら充電できない等、使用実態と合わない事態が生じるおそれがあります。

このような状況を踏まえ、急速充電設備の全出力の上限が 200 キロワットまで **拡大**され、あわせて火災予防上必要な措置を定めるとともに、従前の規定についても火災予防上必要な措置の見直しを行うため、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準の細目について、所要の規定の整備が行われたことから、出雲市火災予防条例（平成 17 年出雲市条例第 304 号）の一部改正を行い、令和 3 年 4 月 1 日に施行することとしています。

つきましては、概要等は下記のとおりですので、急速充電設備を設置される際のご参考にさせていただきますようお願いいたします。

記

1 改正の要点

- ① 急速充電設備の全出力の上限が、**200キロワットまで拡大**されました。
- ② 50キロワットを超え、200キロワット以下の急速充電設備設置については、消防長へ設置の届出が必要となります。

※必要な届出様式は、令和3年4月1日に[出雲市消防本部 HP](#)に掲載します。

※届出書は、管轄の消防署又は分署にご提出いただくことになります。

- ③ 20キロワットを超え50キロワット以下の急速充電設備については、届出の必要はありません（従前のとおりです）。
- ④ 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を新たに追加・整理しました。

2 施行期日 令和3年4月1日から施行します。また、この日以前に設置されたもの及び設置中（工事中）のものは該当しません。

3 お問い合わせ 出雲市消防本部予防課 電話（0853）21-6922